グンレビー イギリスにおけるNPMの展開①

官僚組織形成モデル

- サッチャー政権のNPM型改革
 - イギリスの凋落
 - 1979年の選挙キャンペーン
 - サッチャー政権の誕生
 - ・レイナー行政監察
 - マークス&スペンサー
 - デレク・レイナー
 - 無報酬、非常勤の能率顧問
 - ・スクルートニィー
 - それは何のための行政か
 - ・コストはいくらか
 - 何の価値を加えるのか
 - Value for Money

MINIS

- 環境大臣・ヘーゼルタイン
- 大臣のための情報管理システム
- Management Information System for Ministers

• FMI

- ・財務管理イニシャティブ
- Financial Management Initiative
- ① 管理者に目標提供
- ② 責任を明確に特定
- ③ 責任遂行に必要なサポートの 提供

イギリスにおけるNPMの展開②

- NAO(National Audit Office)の創設
 - ・ 大蔵省監査局の下院への移管
 - 会計検査院長も下院の機関に
- CCT (強制競争入札: Compulsory Competitive Tendering) の導入
- 利益・制度・アイデア? 何が効いたのか?
- **、** ネクストステップス

(Next Steps)

イブス報告 1988

- 既存行政組織の問題点
 - ・ 管理・統制の偏重
 - 予算・財務面での弾力のなさ
 - 権限移譲の不十分、硬直性
 - 公務員の意識の問題
- 公務活動の95%が サービスの提供
- しかし、効率性の達成が重要なものと認識されていない
- →行政の 執行機能を 政策助言 機能から分離すべき
- 10年で130のエージェンシー
- 公務員の4分の3がエージェンシー職員に

イギリスにおけるNPMの展開③

- 市民憲章 メジャー 政権 1992
 - ・国民=行政サービスの顧客
- 市場化 テスト1992~
- PFI (Private Finance Initiative)
- 公務員制度改革
 - ・採用についての現場委任
 - 給与決定の分権化
 - ・民間登用の拡大

表1 NPMの教義上の構成要素

| | 表 I NPMの教義上の情放安系 | | | |
|---|------------------|--------------------------|-----------------------------|--|
| | 教義 | 意味 | 典型的な正統化根拠 | |
| | 専門家による行政組織 | トップには可視的なマネージャー(匿名で | アカウンタビリティは権限の拡散ではな | |
| 1 | の実践的な経営 | はない)。委譲された権限により自由に管理 | 責務の明白な割り当てを要求する。 | |
| | | (free to manage)。 | | |
| 2 | 業績の明示的な基準と | 成功の物差しとして定義され測定可能なゴ | アカウンタビリティは明確に述べられた | |
| | 指標 | ールやターゲット | を要求する。効率性を追求するには、ゴー | |
| | | | 鋭い目で観察することが必要。 | |
| 3 | 結果(output)統制をよ | 業績にリンクした資源の割り当てと報酬 | 手続きよりも結果を強調する必要性。 | |
| | り一層重視 | | | |
| 4 | 公共部門におけるユニ | 公共部門を製品ごとに組織され・委譲され | ユニットを管理できるものにする。供給 | |
| | ット(組織単位)分解へ | た予算をもつ・互いに対等な関係で処理さ | 産の分離、公共部門の内外の契約・フラン | |
| | の転換 | れる傘下のユニットに分散する。 | イズを用いて効率化をはかる。 | |
| | 公共部門における競争 | 期間契約・公共入札手続への動き | より低廉な費用、よりよい水準の鍵とし | |
| | を強化する方向への転 | | 競争関係 | |
| | 換 | | | |
| 6 | 民間部門の経営実践ス | - 軍隊スタイルの公共サービス倫理を離れ、 | 既に民間部門で証明済みの経営ツールを | |
| | タイルの強調 | より柔軟な給与、採用、規則、広報などへ | 部門へ適用する必要性 | |
| | 公共部門資源の利用に | 直接費用削減、労働規律の向上、組合の要 | 公共部門の資源需要をチェックし、より | |
| | 際しての規律・倹約の | 求への抵抗、ビジネスへの応諾費用の制限 | い資源でより多く行う(do more with les | |
| | 一層の強調 | | 要性 | |

出所: Hood, Christopher, 'Exploring Variations in Public Management reform of the 1980s',in Bekke, Perry, Toonen eds., Civil Service Systems in comparative perspective, Indiana University Press, 1996.などの諸論文より 稲継作成。



- C.Hoodの定義
- 1, 2, 3, 6, 7→経営学の実践、 マネジェリアリズム(新経営主義)
- 4, 5

→新制度派 経済学

民間ビジネスの手法(の特定の概念)に近い、経営・報告・会計のアプローチをもたらす公共部門の再組織化の手法(Dunleavy and Hood, 1994)

諸外国のNPM

- ニュージーランド
 - 社会保障の先進国
 - 英国の海外農場
 - ・英国のEC加盟→特恵的輸出先 の喪失
 - マルドゥーン政権1975-84
 - 産業保護政策、大規模公共 事業、経済・産業への大規 模介入
 - →失敗
 - 1984年~ 労働党ロンギ政権
 - NPM型改革の推進

- 経済自由化政策、規制緩和政 策←新制度派経済学
- 公共部門改革
 - 商業化
 - 規制緩和
 - 民営化
- 国有企業体法
- エージェンシー化
- 財政法1989
 - 予算制度の抜本的改革
- ・ 公務員制度の大改革

官僚は民営化してもいい、定型的ではなく否定型的 な政策による価値創造

諸外国のNPM

- ・オーストラリア
 - 財務管理改善プログラム (FMIP)
 - 能率監察のセクション設置
 - 公務員制度改革
 - 上級公務員制度の導入
 - 大胆な分権化
- ・カナダ
 - IMAAイニシャティブ

(マルルー二政権)

プログラムレビュー (クレティアン政権)

- アメリカ合衆国
 - クリントン政権
 - 国家業績再検討(NPR) 1993
 - **GPRA** (政府業績結果法) 1993

OECD諸国における改革の類似点

- ・各省庁・各部門への予算裁量の増大
- 各課への権限委譲と 責任 の明確化
- 公務員制度に関する分権化と柔軟な給与体系
- ・トップとの契約雇用形態の導入
- ・ 業績の評価の徹底
- ・政策立案部門と政策実施・執行部門の分離
- 公会計への 発生主義 会計の導入

類似の要因・諸外国への普及

- 財政・経済問題
- 政府の非能率に対する国民の 批判
- 国際的なシンクタンクを通じての波及
- 同一 **言語圏** における政策伝 播

- パッケージとなって途上国に も普及
 - IMF
 - 世界銀行

NPM始めなければ融資しない

NPMへの批判

- アイデア自体刻々と変化
- 内的に相互矛盾するものもあり
- 政策効果を測定するデータが ない
- 市場志向の概念は、 公平性、合法性、正統性 と摩擦起こす可能性

日本におけるNPM①

- 1980年代は緩慢
- 1970年代 行政の守備範囲論
- 1980年代 第2次臨時行政調査会 (土光臨調) ↓3公社の民営化
- 自治体における行政改革
 - 人員削減と経費削減が中心

- ・1990年代当初の国際比較
 - 日本はNPMの強調が低い国
 - ···NPMの普及が低い
 - ← ①バブル経済崩壊までは経済 パフォーマンスが良かった ②政府の規模が小さかった
 - ③英語圏ではない
 - ④日本の行政文化と相いれなかった

日本におけるNPM② 1990年代後半以降

- ・ バブル経済の崩壊
- 官僚不祥事→行政批判
- 1996年~97年 橋本内閣の 行政改革 会議
 - ・アウトソーシング
 - エージェンシーの創設
 - 省庁再編
 - 政策評価
- 2001年小泉内閣
 - 経済財政 諮問会議の多用
 - 竹中平蔵大臣
 - 地方の指定管理者制度
 - 独立行政法人化の加速
 - 郵政民営化

- 地方におけるNPM型改革
 - 1995年~
 - 三重県・北川正恭知事
 - 事務事業 評価
 - 予算編成の変更
 - PFI法の成立とそれを利用 した公共施設整備
 - 指定管理者制度
 - 政策評価、施策評価、事務 事業評価



自動車整備 自動車整備業界

全国小売酒販組合中央会 全国小売酒販政治連盟

国税庁

鉄の三角同盟 国土交通省

自動車局

- 車検制度
- 道路運送車両法
 - 1951年
 - 1983年改正
 - 新車 2年→3年
 - 1995年改正
 - ① 6か月点検義務付廃止
 - ② 12、24カ月点検の項目削減
 - ③ 11年を超える乗用車1年→2年
 - ④ ユーザー車検 前点検後整備可能に
- 自動車整備工場 9万、54万人
 - 日本自動車整備振興会連合会(日整連)
- 自動車整備議員連盟
- 国土交通省自動車交通局
 - 自動車検査独立行政法人 900人 (2016年、交通安全環境研究所と統合されて、 (独)自動車技術総合機構(NALTEC)へ改編)
 - 軽自動車検査協会

- 酒類販売管理法案
 - 全国小売酒販組合中央会
 - 全国小売酒販政治連盟(旧酉和会)

 - 国会酒販問題懇話会 →街の酒屋さんを守る国会議員の会
 - 国税庁
- 散髪
 - ・理容師法と美容師法
 - 理容所と美容所
 - 理容師23万人、美容師50万人
 - 顔そり
 - \circ \times

まつ毛、エクステ × 〇
全国理容生活衛生同業組合連合会(全理連)

- 組合員8万
- 生活衛生議員連盟
- 厚生労働省医薬・生活衛生局・ 生活衛生課
- - 県・保健所設置市 • 洗髮設備義務化条例

利益団体

- 日本の戦後の利益団体
 - 利益団体の発達
 - 1945-50 戦後復興と新集団の爆発的形成
 - 1951-57 独立後の再編
 - 1958-66 高度成長に伴う工業型団体の増大
 - 工業化対向型の多様な運動団体の噴出 • 1967-74
 - 工業化以降型団体の形成・増大 1975-(国際化・情報化・サービス化・高齢化)
- 利益団体の類型
 - ・セクター団体
 - 政策受益団体
 - 価値推進団体

利益団体の機能

- ・利益団体の活動
 - 選挙、立法、行政、世論形成
- 利益団体のメリット
 - ・ 当該集団に利益
 - 行政機関にとって (情報収集、協力、了解
 - 政治家にとつて: 集票マシーン
 - デモクラシーの安定要因:利益極大化競争において利益調整
 - 職能代表的側面
 - 国民教育
- 利益団体のデメリット
 - 社会的・経済的偏り、影響力(資金力、動員力)による相違
 - ・多元的均衡による停滞の招来
 - 集合行為問題

利益団体の発達と変容

- 1960・70年代の利益団体の成長
 - 行動成長のひずみ: 福祉、公害、環境、消費者
 - 工業化対向型; 社会運動(住民運動、市民運動)→革新自治体
 - 福祉団体等の取り込み→一部は政策受益団体に
 - ・ 鉄の三角形の形成
- ・福祉国家の見直しと利益団体 1980年代
 - ・第2 隔調以降、行政の守備範囲論
 - 大企業労使連合とそれ以外の対立
- 専門家団体
 - 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会
- 消費者団体と環境団体
 - 主婦連合会
 - 全国消費者団体連絡会

収録時間が長くなってしまったので、以下のスライドは任意視聴用 とします。雇用政策の転換(転回)に興味のある人だけご覧ください。 視聴の有無は、成績にはまったく関係ありません。

利益・制度・アイデア?何が効いたのか?

- 雇用政策の転回
- 1960年代に導入された雇用政 策
 - 労働市場の流動化を志向
 - \downarrow
- 1970年代にその性格を変えた
 - •何故、雇用政策の転回が行われたのか?

- 日本における雇用政策の展開
- 三池争議(1959-60)
 - →石炭産業の合理化
 - →離職者を全国的な労働市場 に分散

雇用政策の転回

- 石炭産業の合理化 →離職者を全国的な労働市場 に分散
- ・全産業規模に拡大
 - …雇用対策法(1966)
 - 高度成長→労働力不足
 - 若手技能労働者不足
 - 他方で中高年者の就職難
 - 地域別産業別の需給ミスマッチ
 - →労働力の流動化目指す
 - 雇用審議会→労働省・法案提出

- 転換:雇用保険法制定 (1974)
- オイルショック(1973/10)発生による雇用情勢悪化
 - 労働力流動化→企業内雇用維持へ
 - 経営側:雇用調整助成求める
 - 労働側:中高齢者保護、企業 内での雇用確保

比較としてのスウェーデン

- 日本
 - 自民党長期政権 1955~
 - 積極的労働市場政策 1966雇用対策法
 - 景気後退期
 - 企業内雇用維持政策への転換
 - 1974年雇用保険法

- ・スウェーデン
 - 社民党長期政権 1932~
 - 高度福祉国家
 - 積極的労働市場政策
 - 景気後退期
 - 積極的労働市場政策維持

Most Different Systems Design

利益・制度・アイデア? 何が効いたのか?

- 利益
 - 労働者の利益
 - 経営者側の利益
 - 労働省の利益
- アイデア

- •制度
 - 雇用政策を所管する行政機関 が一貫して存在
 - 瑞典も同じ
 - 企業内労働市場の細分化なし
 - 企業別労組
 - ・ 企業間労働移動のコスト
 - 労働者意識